

第16期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

- 事業報告
その他企業集団の現況に関する重要な事項
業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
会社の支配に関する基本方針
- 連結計算書類
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
- 計算書類
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

上記に記載した箇所につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

I. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令・定款及び社内規程を遵守し職務を執行する。
- ②取締役会が取締役の職務の執行を監督するため取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視・監督する。取締役の職務の執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受けるものとする。
- ③内部監査室は「内部監査規程」に基づき、代表取締役社長直轄機関として継続的に内部統制システムの運用状況についての内部監査を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役及び監査役に適宜報告する。
- ④取締役及び使用人の職務の執行に係る法令遵守上疑義のある行為等については「コンプライアンス規程」に基づき、通報及び相談の窓口としてヘルプラインを設置しており、また、定例委員会を開催し、不祥事の早期発見及び未然防止に努める。社内規程違反又は非違行為については懲戒委員会を開催し、具体的な処分を決定する。
- ⑤取締役及び使用人は、職務の執行に関する法令違反・定款違反・社内規程違反及び不正行為の事実、又は当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、「懲戒規程」第6条に従い直ちに管理部門担当取締役に報告するものとする。
- ⑥子会社においても、当社及び子会社独自による監査役監査及び内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務の執行状況、法令・定款及び社内規程の遵守状況について監査を受けるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会の議事録及び資料を含め、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に適切に記録し、安全かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行う。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の記録・保存及び管理状況について、監査役の監査を受けるものとする。また、法令又は取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、当社の経営に対するあらゆる損失の危険に対処すべく、「リスク管理規程」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社の事業リスク及び個別リスクなどの予め想定されるリスクの把握を行い、危険発生時に必要な対応方針と体制を整備し損失を最小限度にとどめるように努め、適切かつ継続的なリスク管理体制を整備し、常に適切に運用されるよう継続的に改善を図る。
- ②取締役は、担当職務の執行に必要な経営リスクの把握、分析及び評価を行い、取締役会又は代表取締役社長に対して、重要な経営判断材料として提供する。使用人は、担当職務の内容を整理し、内在するリスクを把握し、分析及び評価を行った上で適切な対策を実施するとともに、係るリスクマネジメント状況を管理し、定期的に見直し、上長に報告するものとする。
- ③不測の事態が発生した場合には、「リスク管理規程」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会の委員長が、迅速な対応による損失拡大の防止に努めるものとする。
- ④子会社においても、必要な社内規程の整備を行い、当社のコンプライアンス・リスク管理委員会に参加し、損失の危険等の管理に関する適切な体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①各取締役の職務は、取締役会決議及びその他の社内規程に基づき決定される。これら規程は、法令の改廃、職務執行の効率化その他により、随時見直すべきものとする。
- ②取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を少なくとも月1回開催するものとする。取締役会で決議する重要な事項は、経営の効率化に資するよう、経営委員会において事前に議論を行い、その審議を経て取締役会で執行決定を行う。
- ③取締役は、経営理念の下に策定された中期経営計画及び年度予算計画の達成に向けて職務を遂行する。また、各事業部門の業績報告と改善策は、取締役会において報告され審議されるものとする。
- ④子会社においても、取締役会を少なくとも月1回開催し、重要な事項につ

いての意思決定を行う。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社に子会社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社及び子会社間での内部統制に関する審議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
- ②当社が子会社に対し行う管理、指導、育成の基本事項は、「関係会社管理規程」に定め、経営企画部長は、同規程に定める一定の事項等についての審議及び報告を求め、子会社は求めに応じて審議及び報告を行う。
- ③当社からの経営管理・経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス管理上問題があると認められる場合には、子会社は、当社の経営企画部長及び監査役に報告するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が適切に行われるよう、適切に対応するものとする。
- ②当該使用人を置くこととなった場合には、当該使用人の任命・異動・評価・懲戒については監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
- ③当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の職務に係る業務を優先して従事するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、取締役会等の重要な会議において、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項についての報告を行う。監査役は、当該会議体に出席し、職務の遂行に関する報告を受けることができる。
- ②取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為やその他の重要な事項を、法令及び社内規程に基づいて監査役に報告するものとする。
- ③監査役は、内部監査室担当者と定期的に打合せを実施するとともに、必要に応じて取締役及び使用人等に対し報告を求めることができる。取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合には、迅速かつ的確に当該事項についての報告を行うものとする。

④子会社の取締役及び使用人は、当社あるいは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為やその他の重要な事項を管理本部長へ報告するものとする。報告を受けた管理本部長は、法令及び社内規程に基づいて監査役に報告するものとする。

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査役に対して報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払いなどの請求をした際は、速やかにこれに対応する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役の半数以上は社外監査役とし、対外透明性を担保する。

②監査役は、取締役との意見交換を定期的に開催し、監査上の重要課題等について意見交換を行う。監査役が重要な会議への出席を求めた場合、これを尊重する。

③監査役は、内部監査室、会計監査人との定期的な情報交換を行い、連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。又、監査役は、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力に対して毅然たる態度を貫くことを社内に周知徹底する。また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入して情報を取得し、必要に応じて警察当局や弁護士と連携して、反社会的勢力との取引の防止に努める。

Ⅱ. 業務の適正を確保するための運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組みの状況

- ①当社常勤役員、子会社代表取締役及び関連部門長で構成されるコンプライアンス・リスク管理委員会を、3ヶ月に1回開催しております。当事業年度においては、事務事故トラブル、事業継続計画（BCP）の見直し、外部委託先管理方法の見直し、コンプライアンス研修の状況等について審議いたしました。
- ②コンプライアンスに関しては、法令等の遵守、様々なハラスメントへの注意喚起、情報管理、SNSの使用、インサイダー取引防止等についての研修をe-learningの活用や対面にて当社グループの管理職、派遣社員を含めた社員を対象に実施いたしました。
- ③インサイダー取引防止策として、取締役会で重要事実あるいは重要事実該当するおそれのある議案の審議が行われた場合は、第三者へ漏洩しない旨を記載した誓約書を、取締役会の出席者全員に提出を義務づける運用を継続実施しております。
- ④年間計画に基づいて当社及び子会社を対象とした内部監査を実施し、その実施結果を監査役会及び取締役会へ報告いたしました。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取り組みの状況

取締役会の議事録及び資料を含め、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に適切に記録し、安全かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行っております。

3. 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

- ①「リスク管理規程」を制定し、取締役副会長を委員長としてコンプライアンス・リスク管理委員会を開催しております。コンプライアンス・リスク管理委員会では、部門ごとに作成されたリスク管理表の共有を行い、業務遂行におけるリスク管理体制を検証し、必要な体制の整備を図っております。子会社の代表取締役もコンプライアンス・リスク管理委員として審議に参加しております。
- ②事業継続計画（BCP）に関しては、非常事態に備え、緊急連絡体制や復旧活動における優先順位を予め定めており、人員・資機材の効果的な配分による早期復旧を実現するための体制構築に努めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組みの状況

- ①経営委員会は、社内取締役全員で構成され常勤監査役も出席し、月2回の頻度で開催しており、業務執行について情報と課題の共有を図ることで機動的な意思決定を行っております。取締役会は、社外取締役3名を含む取締役8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当事業年度内に取締役会は18回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。
- ②指名・報酬委員会は社外役員4名常勤役員2名の計6名で構成され、委員長は社外取締役が務めております。当事業年度は、役員報酬に関する制度設計の検討や、経営陣幹部に係るサクセッションプランの検討等について審議し、取締役会に答申いたしました。
- ③当事業年度も取締役会の実効性評価を行い、概ね実効性が確保できていると評価いたしました。取り組むべき課題として、取締役会の重要な決議事項に十分な審議時間を確保できるよう、付議基準、報告の順序、議事進行の時間配分及び資料内容の見直し等を行いました。また、経営委員会を月1回から月2回開催とし、事前の十分な審議を実施する等取締役会の議論の質の向上のために、社内議論の過程を充実させました。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取り組みの状況

- ①当社の取締役が子会社の取締役を兼務しており、子会社の取締役会には、当社の子会社担当部門長も出席をしております。取締役会では、子会社を含めた当社グループ全体の業務執行の状況等を確認・審議しております。
- ②「関係会社管理規程」を定め、子会社が取締役及び重要な使用人の人事及び重要事項の決定を行うときは、事前に当社に関係資料を添えて報告されております。また、株主総会議事録、取締役会議事録及び予算実績管理表等の重要書類が当社の管理本部へ提出の上、報告されております。
- ③当社グループ間取引については、稟議決裁等により公平適正な契約内容であることを確認した上で実施を決定しております。
- ④ワークフローシステムを子会社においても導入し、業務の適正化、効率化を図っております。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するため、その他の監査役への報告に関する取り組み状況

- ①「監査役、監査役会に対する報告義務規程」を定めて取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び報告方法を明確にするとともに、適宜、取締役が監査役との情報交換を行っているほか、監査役が取締役会、経営委員会等の重要な会議に出席することで、当社及び子会社の職務遂行に関する重要な報告がなされております。
- ②取締役及び使用人は当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為等が発生した場合は、直ちに監査役に報告することとしております。
- ③監査役から報告を求められた事項については、当社及び子会社の各取締役並びに各使用人が迅速に対応しております。さらに、監査役は、当社及び子会社の取締役、内部監査室並びに会計監査人と随時意見交換を実施し、積極的な情報収集に努めております。

7. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための取り組みの状況

「監査役、監査役会に対する報告義務規程」において、監査役に対し報告した者は不利な取扱いを受けないことを明記しております。

8. 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組みの状況

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、当事業年度内に17回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、審議を行っております。

また、監査役は、会計監査人や内部監査室長と連携し、実効的・効率的に監査を行っております。

9. 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

- ①定期的に開催される公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会が主催する定例研修会への参加等により、反社会的勢力に対する現状と対策について情報収集に努めております。
- ②新規取引の開始にあたっては信用調査機関等の情報に基づく反社会的勢力への該当性チェックを実施しており、問題がないことを確認しております。また、既存取引先についても定期的に反社会的勢力への該当性チェックを実施しております。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	654,377	769,217	2,501,001	△548,271	3,376,326
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	16,466	16,466			32,932
剰 余 金 の 配 当			△173,685		△173,685
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			76,141		76,141
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	16,466	16,466	△97,544	—	△64,612
当 期 末 残 高	670,844	785,684	2,403,457	△548,271	3,311,714

	その他の包括 利益累計額	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	
当 期 首 残 高	2,962	3,379,288
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		32,932
剰 余 金 の 配 当		△173,685
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		76,141
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	2,038	2,038
当 期 変 動 額 合 計	2,038	△62,573
当 期 末 残 高	5,000	3,316,715

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託
株式会社中央グループ
株式会社サムボローニア

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲の変更又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

当連結会計年度より、当社の完全子会社である株式会社サムボローニアを新たに設立したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託の決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～15年

工具、器具及び備品 5年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却又は販売可能な見込有効期間（3年以内）にて償却しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する時

点は、以下のとおりです。

イ. エスクローサービス

主に各種システム支援サービス等と非対面決済サービス「H'OURS（アワーズ）」を提供しております。

各種システム支援サービス等においては、士業専門家に対し、その専門サービスの利便性・安全性を向上し、業務を効率化するための各種支援サービスを提供しております。当支援サービスは、業務に関する受発注管理、進捗管理及び品質管理等に資する役務を提供することを履行義務としており、業務完了時点で収益を認識しております。

また、非対面決済サービス「H'OURS（アワーズ）」においては、取引関係者が非対面にて不動産取引決済を完結できるパッケージサービス「H'OURS」を提供することを履行義務としており、業務完了時点で収益を認識しております。また、「H'OURS」に含まれる不動産取引保証サービスについては、別個の履行義務として契約負債として認識しておりますが、保証期間にわたり収益を認識しております。

ロ. BPO

主に金融機関における住宅ローンに係る事務や建築事業者向け各種コンサルティングサービス等の業務受託サービスを提供しております。これらの業務を提供することを履行義務としており、業務完了時点で収益を認識しております。

ハ. 不動産オークション

連結子会社の株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託にて、主に税理士等の士業専門家からの相談に応じ、不動産の調査から取引決済まで安全性の高い不動産取引の機会の場を提供しております。不動産取引の目的である不動産が安全に買主へ引き渡されることにより履行義務が充足されるものであり、業務完了時点で収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見

込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、一部のサービスにおいて従来は一時点で収益を認識していたものを一定期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ8,367千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」の「その他」に含めていた長期前受金の内、収益認識会計基準等における契約負債に該当する金額について当連結会計年度より「契約負債」として「流動負債」の「その他」に含めて表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 未適用の会計基準等に関する注記

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2024年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

・貸倒引当金

(1) 連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 178,782千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当社グループは、債権の全部又は一部が回収できなくなること等により損失を被るリスクが存在するため、当該損失の発生に備えるため、貸倒懸念債権については、財務内容評価法により個別債権毎に回収可能価額を見積り、個別債権から回収可能価額を減額し、その残額を貸倒引当金として計上しております。

② 主要な仮定

当社グループの貸倒引当金は、債権の回収状況、取引先の財政状態及び外部環境等に基づく回収不能見込額を含めて算定しております。また、入手可能な情報により個別の収益獲得能力等を評価し、総合的に判断して債権の回収不能見込額を見積っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定は見積りの不確実性が高く、当初の見積りに用いた主要な仮定が変化した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

・偶発債務

保証債務

不動産取引保証サービスに係る保証極度額は次のとおりであります。

	当連結会計年度末 (2023年2月28日)
保証極度相当額	475,332,712千円

保証極度相当額は、当社が実際に関与する過去3ケ年(保証期間)の、非対面決済サービス「H'OURS(アワーズ)」を利用した不動産取引の取引総額の残高から契約に定める損害賠償の上限額を超過する金額を除外して記載しております。当保証サービスは、司法書士及び売主に起因する事故が発生した際、損害回避のための事態収拾を行った上で、その結果発生した買主の実損額を一時的に保証するものです。保証人である当社は債務について最終的な責任を負うものではないため、主たる債務者に対して求償できる求償権を保有しています。

また、当保証サービスは、当社加入のE&O保険の適用対象業務となっておりますので、保証極度相当額475,332,712千円のうち328,514,565千円は第三者の保険会社により保証されており、保険により補填されない額は146,818,147千円となります。

なお、当保証サービスは、当社の非対面決済サービス「H'OURS(アワーズ)」を利

用した取引を対象としています。①取引対象となる不動産の登記情報に係る所有権調査を行うこと、②当社指定の信託会社を利用することで信託財産として分別管理すること、③取引の対象物件に係る手続が安全かつ円滑に行われるように当社が事務に関与すること等により、事故の発生確率は極めて低いものとなっており、過去、事故が発生した案件はございません。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	45,718,369株	231,869株	－株	45,950,238株

(注) 普通株式の株式数の増加231,869株は、譲渡制限付株式の交付による増加であります。

(2) 自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,296,935株	2,100株	－株	2,299,035株

(注) 自己株式の株式数の増加2,100株は、譲渡制限付株式報酬の地位喪失に係る無償取得による増加であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2022年5月26日 定時株主総会	普通株式	173,685	4.00	2022年 2月28日	2022年 5月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2023年5月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2023年5月25日 定時株主総会	普通株式	174,604	利益剰余金	4.00	2023年 2月28日	2023年 5月26日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に沿ってリスクを低減しており、回収懸念先については、個別に進捗を把握し対応を行っております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日となっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 売掛金	673,579		
貸倒引当金	△178,776		
	494,802	494,802	—
② 差入保証金	122,608	113,040	△9,567
資産計	617,411	607,843	△9,567

※1. 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2. 現金及び預金、買掛金、未払法人税等については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※3. 差入保証金のうち返還予定が合理的に見積もれないものについては、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
差入保証金	13,540

※4. 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上記の表には含まれておりません。

(注) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,720,002	—	—	—
売掛金	673,579	—	—	—
差入保証金	—	—	118,184	4,424
合計	3,393,582	—	118,184	4,424

※差入保証金のうち返還予定が合理的に見積もれないものは含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

なお、投資信託の時価は含まれておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は82,053千円であります。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	113,040	—	113,040

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント			
	エスクロー サービス	BPO	不動産 オークシ ョン	計
各種システム支援 サービス等	1,052,475	118,699	—	1,171,174
非対面決済サービス 「H'OURS」	134,264	—	—	134,264
業務受託サービス	—	1,682,248	—	1,682,248
不動産オークション 事業	—	—	428,291	428,291
その他	121,861	172,963	—	294,824
顧客との契約から 生じる収益	1,308,601	1,973,911	428,291	3,710,804
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,308,601	1,973,911	428,291	3,710,804

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであり

ます。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
契約負債	73,386	243,346

連結貸借対照表上、契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しております。契約負債は、主に顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	138,564
1年超	104,782
合計	243,346

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産 75円98銭
(2) 1株当たり当期純利益 1円75銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 減損損失に関する注記

(1) 減損損失を認識したグループの概要

場所	用途	種類
東京都千代田区	事業用資産	ソフトウエア

(2) 減損損失に至った経緯

当社のエスクローサービス事業で保有する固定資産（ソフトウェア）について、耐用年数内の営業収益による回収が見込めないと判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

ソフトウェア 14,296千円

(4) 資産グルーピングの方法

原則として、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、使用価値を零として評価しております。

12. 企業結合に関する注記

(事業の譲受)

当社は、2022年6月24日開催の取締役会において、当社の100%出資子会社（株式会社サムボローニア）を新たに設立し、ソフトウェアをはじめとする資産等を譲り受けることを決議し、2022年10月1日に実行いたしました。

(1) 事業譲受の概要

① 事業譲渡企業の名称及びその事業内容

事業譲渡企業の名称	株式会社日立ソリューションズ・クリエイト
事業の内容	サムボローニア事業

② 事業譲受を行った主な理由

当社は、中期経営ビジョン2022-2024において定めたコンセプト「さまざまなテクノロジーと知見を活用し、不動産に関する手続きと決済のDX化を加速させる」のもと、金融機関をはじめ、不動産事業者、建築事業者並びに土業専門家に向けた新しいDXサービスの開発に取り組んでおります。本サムボローニア事業の譲受は、当社が提供する土業専門家向けサービスの拡充の一環として、手続きの非対面化やデジタル化といったリーガルサービスのDX化に資するサービスを開発・提供していくために非常に有用な事業であると判断し、子会社の設立及び事業譲受を決定しました。

③ 事業譲受日

2022年10月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

⑤ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である株式会社サムボローニアが、現金を対価として事業の譲受を行ったためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている取得した事業の業績の期間

2022年10月1日から2023年2月28日まで

(3) 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	176,979千円
取得原価		176,979千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 22,362千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

40,435千円

なお、のれんは、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に処理された金額であります。

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 取得原価の配分

当連結会計年度末において企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から)
(2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					投資損失 準備金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	654,377	669,377	99,840	769,217	33,527	1,837,582	1,871,110
当期変動額							
新株の発行	16,466	16,466		16,466			
剰余金の配当						△173,685	△173,685
投資損失準備金の積立					66,142	△66,142	-
投資損失準備金の取崩					△67,019	67,019	-
当期純損失(△)						△116,007	△116,007
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	16,466	16,466	-	16,466	△877	△288,816	△289,693
当期末残高	670,844	685,844	99,840	785,684	32,650	1,548,766	1,581,416

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等	純 資 産 計
	自 己 株 式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△548,271	2,746,435	2,962	2,749,397
当期変動額				
新株の発行		32,932		32,932
剰余金の配当		△173,685		△173,685
投資損失準備金の積立		-		-
投資損失準備金の取崩		-		-
当期純損失(△)		△116,007		△116,007
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			2,038	2,038
当期変動額合計	-	△256,760	2,038	△254,722
当期末残高	△548,271	2,489,674	5,000	2,494,674

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～15年

工具、器具及び備品 5年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する時点は、以下のとおりです。

イ. エスクローサービス

主に各種システム支援サービス等と非対面決済サービス「H'OURS（アワーズ）」を提供しております。

各種システム支援サービス等においては、士業専門家に対し、その専門サービスの利便性・安全性を向上し、業務を効率化するための各種支援サービスを提供しております。当支援サービスは、業務に関する受発注管理、進捗管理及び品質管理等に資する役務を提供することを履行義務としており、業務完了時点で収益を認識しております。

また、非対面決済サービス「H'OURS（アワーズ）」においては、取引関係者が非対面にて不動産取引決済を完結できるパッケージサービス「H'OURS」を提供することを履行義務としており、業務完了時点で収益を認識しております。また、「H'OURS」に含まれる不動産取引保証サービスについては、別個の履行義務として契約負債として認識しておりますが、保証期間にわたり収益を認識しております。

ロ. BPO

主に金融機関における住宅ローンに係る事務の業務受託サービスを提供しております。これらの業務を提供することを履行義務としており、業務完了時点で収益を認識しております。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
繰延資産の処理方法
株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、一部のサービスにおいて従来は一時点で収益を認識していたものを一定期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は売上高、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ8,367千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、貸借対照表において、契約負債に該当する金額について「前受金」に計上しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

・貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 177,966千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	59,742千円
長期金銭債権	224,254千円
短期金銭債務	6,178千円
長期金銭債務	18,972千円

(2) 偶発債務

不動産取引保証サービスに係る保証極度額は次のとおりであります。

	当事業年度末 (2023年2月28日)
保証極度相当額	475,332,712千円

保証極度相当額は、当社が実際に関与する過去3ケ年（保証期間）の、非対面決済サービス「H'OURS（アワーズ）」を利用した不動産取引の取引総額の残高から契約に定める損害賠償の上限額を超過する金額を除外して記載しております。当保証サービスは、司法書士及び売主に起因する事故が発生した際、損害回避のための事態収拾を行った上で、その結果発生した買主の実損額を一時的に保証するものです。保証人である当社は債務について最終的な責任を負うものではないため、主たる債務者に対して求償できる求償権を保有しています。

また、当保証サービスは、当社加入のE&O保険の適用対象業務となっておりますので、保証極度相当額475,332,712千円のうち328,514,565千円は第三者の保険会社により保証されており、保険により補填されない額は146,818,147千円となります。

なお、当保証サービスは、当社の非対面決済サービス「H'OURS（アワーズ）」を利用した取引を対象としていますが、①取引対象となる不動産の登記情報に係る所有権調査を行うこと、②当社指定の信託会社を利用することで信託財産として分別管理すること、③取引の対象物件に係る手続が安全かつ円滑に行われるように当社が事務に関与すること等により、事故の発生確率は極めて低いものとなっております、過去、事故が発生した案件はございません。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 29,475千円

仕入高 57,749千円

営業取引以外の取引高 469千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	2,296,935株	2,100株	一株	2,299,035株

(注) 自己株式の株式数の増加2,100株は、譲渡制限付株式報酬の地位喪失に係る無償取得による増加であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,731千円
賞与引当金	12,956千円
減損損失	3,993千円
資産除去債務	10,521千円
貸倒引当金	54,493千円
その他有価証券評価差額金	385千円
その他	19,167千円
繰延税金資産小計	104,249千円
評価性引当額（注）	△55,346千円
繰延税金資産合計	48,902千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,592千円
投資損失準備金	△14,409千円
資産除去債務に対応する除去費用	△6,217千円
繰延税金負債合計	△23,220千円
繰延税金資産の純額	25,682千円

（注）評価性引当額が前事業年度より55,346千円増加しております。この増加の主な内容は、貸倒引当金に係る評価性引当額の増加によるものであります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託	所有 直接100%	信託サービスの利用 事務所転貸 役員の兼任	信託サービスの利用料支払	51,508	買掛金	4,848
				事務所転貸	10,130	未払金 長期預り敷金	13 9,300
子会社	株式会社中央グループ	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	貸付金の回収	17,827	一年以内貸付金	17,880
				利息の受取	154	長期貸付金	23,983
子会社	株式会社サムポローニア	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	250,000	一年以内貸付金	35,799
				利息の受取	314	長期貸付金	198,830

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場の実勢を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産 57円15銭
- (2) 1株当たり当期純損失（△） △2円66銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。